

住民の生命・生活を脅かす新型インフルエンザ対策について

新型インフルエンザ(A/H1N1)は、本格的な流行期を迎え、全国で集団感染が多発するとともに、死亡事例や小児のインフルエンザ脳症事例が発生している。国は、地域における感染者数の増加の状況に対応し、ワクチン接種の円滑かつ安全な実施に向けて検討されているが、引き続き、地域の実情に応じ、わが国・国民が一丸となって対策に取り組むことが必要である。

今後の流行では、人口の約3割が感染することも予想され、また、流行中の新型インフルエンザのウイルス変異、さらに、より病原性の強い新型インフルエンザの発生・拡大も懸念されることから、一刻の猶予も許されない緊急事態となっている。

ついては、新型インフルエンザから地域住民の生命・生活を守るため、次の事項について国として万全を期すよう、強く要請する。

- 1 過度な社会経済活動等への影響や風評被害が生じないように、新型インフルエンザに関する知識・情報を、国民に対し、正確に、分かりやすく、迅速に提供すること。
- 2 本格的な流行時期が、受験シーズンと重なることが予想されることから、新型インフルエンザワクチン接種の優先順位については、受験生に対して受験期前に接種できるよう配慮するとともに、現在対象とされていない予備校生等に対しても同様の配慮を行うこと。
- 3 新型インフルエンザワクチンの優先接種に当たっては、国民に混乱を生じさせることのないよう、情報の提供や円滑かつ安全な事業実施に努めること。
また、接種にあたり、低所得者対策として負担軽減措置を行う際には、原則として国の全額負担で実施すべきであり、先般、大枠が示された地方負担については、国の責任において、その財源の全額を確実に措置すること。
- 4 マスクや消毒薬を始めとした地域住民が必要とするインフルエンザ対策物資及び簡易検査キット等の診療に必要な物資の安定的な供給を図ること。
- 5 抗インフルエンザウイルス薬の確保、新型インフルエンザの迅速診断試薬の開発及び供給を国の責任において早急を実施すること。

- 6 重症化のおそれのある乳幼児，高齢者及び基礎疾患のある人に対する治療態勢の整備を進めるための地方公共団体が行う医療資機材等の整備，その他の新型インフルエンザ対策に対する財政支援を国が責任を持って行うこと。
- 7 今後発生が想定されるものも含め，新型インフルエンザについて，地方公共団体が危機管理事項として責任を持って対処するため，次のような法制度を緊急に整備すること。
 - (1) 医療従事者の懸念を払拭する災害救助法に準じた補償制度
 - (2) 人々の行動や学校・事業所の活動を最小制限できる権限
 - (3) 自動車運転免許に代表される免許・許可の更新期限延長等の特例措置について，法律等改正の実施 など
- 8 国民生活に影響する経済活動の停滞を防ぐため，企業の事業を途絶えさせないための事業継続計画（BCP）策定の支援策を行うこと。
- 9 今後の新型インフルエンザ対策において，地方の事務負担，財政負担が生じる制度を定めるに当たっては，事前に地方と十分な協議を行い，合意を得ながら進めるとともに，財源措置を含めた適切な対応を行うこと。
- 10 これまでの新型インフルエンザ対応で得られた経験を生かして，地方公共団体とも協議を行いながら，弱毒性及び強毒性インフルエンザへのよりの確な対策の構築を急ぐこと。

平成21年10月20日

中国地方知事会

鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県知事	溝	口	善兵衛	
岡山県知事	石	井	正弘	
広島県知事	藤	田	雄山	
山口県知事	二	井	関成	